

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成25年  
2月1日  
(金曜日)

## 目次

○告示

災害対策基本法の規定に基づく指定地方公共機関の指定(防災危機管理課).....一

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....一

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....一

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(五件)(厚政課).....二

森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度(森林整備課).....四

建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示の一部改正(監理課).....五

○公告

契約の締結(税務課).....五

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....五

一般競争入札の実施(農林水産政策課).....六

県管川西地区(第二換地区)経営体育成基盤整備事業に係る不換地の指定(農村整備課).....七

下関都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課).....八

**山口県告示第二十四号**

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第六号の規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定した。

平成二十五年二月一日

山口県知事 山本 繁太郎

社団法人山口県トラック協会  
社団法人山口県バス協会  
公益社団法人山口県看護協会

### 山口県告示第二十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年二月一日

山口県知事 山本 繁太郎

名 称	医 療 所	機 関 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団野村整形外科	山口市青葉台三番三二二号	山口市青葉台三番三二二号	平成二四、一一、一
ロースデンタルクリニック	小郡緑町五番一四号	小郡緑町五番一四号	平成二五、一一、一
そごう薬局春日町店	春日町二番一五号	春日町二番一五号	平成二四、一一、一
宮の前薬局	周南市宮の前二丁目六番二〇号	周南市宮の前二丁目六番二〇号	〃
フタミ薬局新南陽店	〃	一五三三の一	〃
そごう薬局小野田店	山陽小野田市日の出三丁目八番一二号	山陽小野田市日の出三丁目八番一二号	平成二五、一一、一
かのん薬局	〃	新生二丁目一八六一	〃

### 山口県告示第二十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年二月一日

山口県知事 山本 繁太郎

居宅介護事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称	所在地	事業の種類	廃止年月日

山口県知事 山本 繁太郎







阿武町	四・三〇	宇部市	〇・二二	上関町	九・〇二	周防大島町	一一・五七
萩市	二七・三八	防府市	三・九〇	平生町	〇・七二		
長門市	一八・二八	下松市	三・二八	柳井市	二・〇六		
下関市	一一・六五	周南市	〇・五〇	岩国市	二・〇六		

三 保健保安林

山口県	一三三・六九
-----	--------

山口県告示第三十三号

建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十四年山口県告示第四百九十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月一日

山口県知事 山本 繁太郎

二の(一)の(三)の中ケをコとし、オからクまでを力からケまでとし、エの次に次のように加える。

オ 環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録の有無

三の(一)及び(二)中、「同年二月一日」を「同年二月二十二日」に改め、三の(四)の12中、「二の(二)の(三)のエ」を「二の(一)の(三)のオ又は二の(二)の(三)のエ」に改め、三の(四)の15中、「二の(一)の(三)のク」を「二の(一)の(三)のケ」に改め、三の(四)の16中、「二の(一)の(三)のケ」を「二の(一)の(三)のコ」に改める。



(二九) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十五年二月一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
総務部税務課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量  
自動車税納税通知書作成業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成二十四年十二月七日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社イセトー 京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町五五二
- 六 落札金額  
三千八百四十三万円
- 七 入札公告日  
平成二十四年十月十六日
- 八 その他
  - (一) 契約担当者 山口県知事 山本繁太郎
  - (二) 調達方法 購入等
  - (三) 落札方式 最低価格
- (三〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次の

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年三月二十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年二月一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年一月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人やまぐち里山環境プロジェクト

代 表 者 の 氏 名 嘉村 則男

主たる事務所の所在地 山口市仁保上郷一五六七番第二地

(三) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十五年二月一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称

電気

(二) 物品等の予定数量

二百三万一千キロワット時

(三) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間

(五) 納入場所

山口県下関水産振興局及び下関漁港地方卸売市場

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十三年山口県告示第二百七十一号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十四年山口県告示第四十四号)に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三条第一項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第十六条の二第一項の規定による特定規模電気事業の届出をしている者であること。

三 契約条項を示す場所

下関市大和町一丁目一六番一号 山口県下関水産振興局総務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

平成二十五年二月一日から同月十八日までの午前九時から午後四時三十分までの間、山口県下関水産振興局総務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札の決定は、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の五に相当する額(その額が一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県下関水産振興局総務課

(三) 受領期限

平成二十五年三月十八日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十五年三月十九日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

下関市大和町二丁目一六番一号 山口県下関水産振興局六階会議室

(二) 日時

平成二十五年三月十九日午後一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県下関水産振興局長 秋貞 憲治

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県下関水産振興局総務課(電話〇八三―二六六―二二四一)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Shimonoseki Fishery Development and Promotion Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 2,031,000 kWh.

(3) Delivery period: From April 1, 2013 to March 31, 2014

(4) Delivery place: Shimonoseki Fishery Development and Promotion Bureau, Yamaguchi Prefectural Government and Shimonoseki Fishing Port Local Wholesale Market

(5) Section in charge of procurement and Contact for inquiry: General Affairs Division, Shimonoseki Fishery Development and Promotion Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-266-2141)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., March 18, 2013

(In case of bringing a tender: 2:00 P.M., March 19, 2013)

(三二) 県営川西地区(第一換地区)経営体育成基盤整備事業に係る不換地の指定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営川西地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る第一換地区につき、次の従前の土地を換地を定めない土地として指定しました。

平成二十五年二月一日

山口県知事 山本 繁太郎

土地の所在地	地目	積地(平方メートル)
山口市深溝字中塚中五六	田	三七〇
〃 〃 五九	〃	六五六
〃 〃 字中塚東六〇	〃	四八三
〃 〃 字辻ノ中九一	畑	五〇一
〃 〃 九二	原野	四六五
〃 〃 字辻ノ東一一三	畑	五八九
〃 〃 字西浜田二四一	田	七九五
〃 〃 字居樋ノ口二六九	〃	八九九
〃 〃 字矢石東二七〇の一	〃	二〇八七
〃 〃 一八四の一	〃	七三四
〃 〃 一八四の二	〃	五八
〃 〃 一八五の一	〃	一、七二一
〃 〃 一八五の二	公衆用道路	八二
〃 〃 一八五の三	田	七七
〃 〃 字矢石中四〇四	〃	一、〇三一

